

岩手県告示第229号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画事業の種類及び名称 平成7年建設省告示第1616号岩手都市計画道路事業3・5・3号犬袋新町線及び3・5・4号新町城山線
- 2 施行者の名称 岩手県
- 3 事務所の所在地 岩手郡岩手町
- 4 事業地の所在 岩手郡岩手町大字沼宮内第6地割、第7地割、第8地割、第9地割及び第10地割地内